資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

この度、佐呂間町商店街振興協同組合発行の「商品券」につきましては、 令和6年1月31日(水)を持ちましてご利用を終了させていただき、 資金決済に関する法律第20条第1項にもとづき、払戻しを実施させていただきます。 未使用の「商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了までにご利用いただくか、 下記の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

佐呂間町商店街振興協同組合発行「商品券(500円、1,000円)」 (表面)





※佐呂間町商工会発行の「ふるさと商品券」ではありませんのでご注意ください。

2. ご利用終了日

令和6年1月31日(水)

3.払戻しの申出期間

令和6年2月1日(木)~令和6年4月30日(火)

受付時間:午前8時30分~午後5時(土日祝は除く)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合には、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

佐呂間町商店街振興協同組合事務局に未使用の商品券を持参してください。

先着順全額払戻しとし、その場で枚数を確認のうえ、現金と交換いたします。

※持参できない場合

- お申し出される方の住所、氏名、連絡先を佐呂間町商店街振興協同組合事務局までお電話にてご連絡ください。
- •「商品券払戻申請書」と返信用封筒を送付いたします。必要事項をご記入いただき、 返信用封筒に未使用の商品券を同封のうえ、返信してください。確認のうえ、指定 口座へ額面の合計額をお振込みいたします。(4月30日当日消印有効。返信用の切 手代、振込手数料は当組合にて負担。)

5. お問い合わせ先

佐呂間町商店街振興協同組合(佐呂間町商工会内)

〒093-0502 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地

801587-2-3448